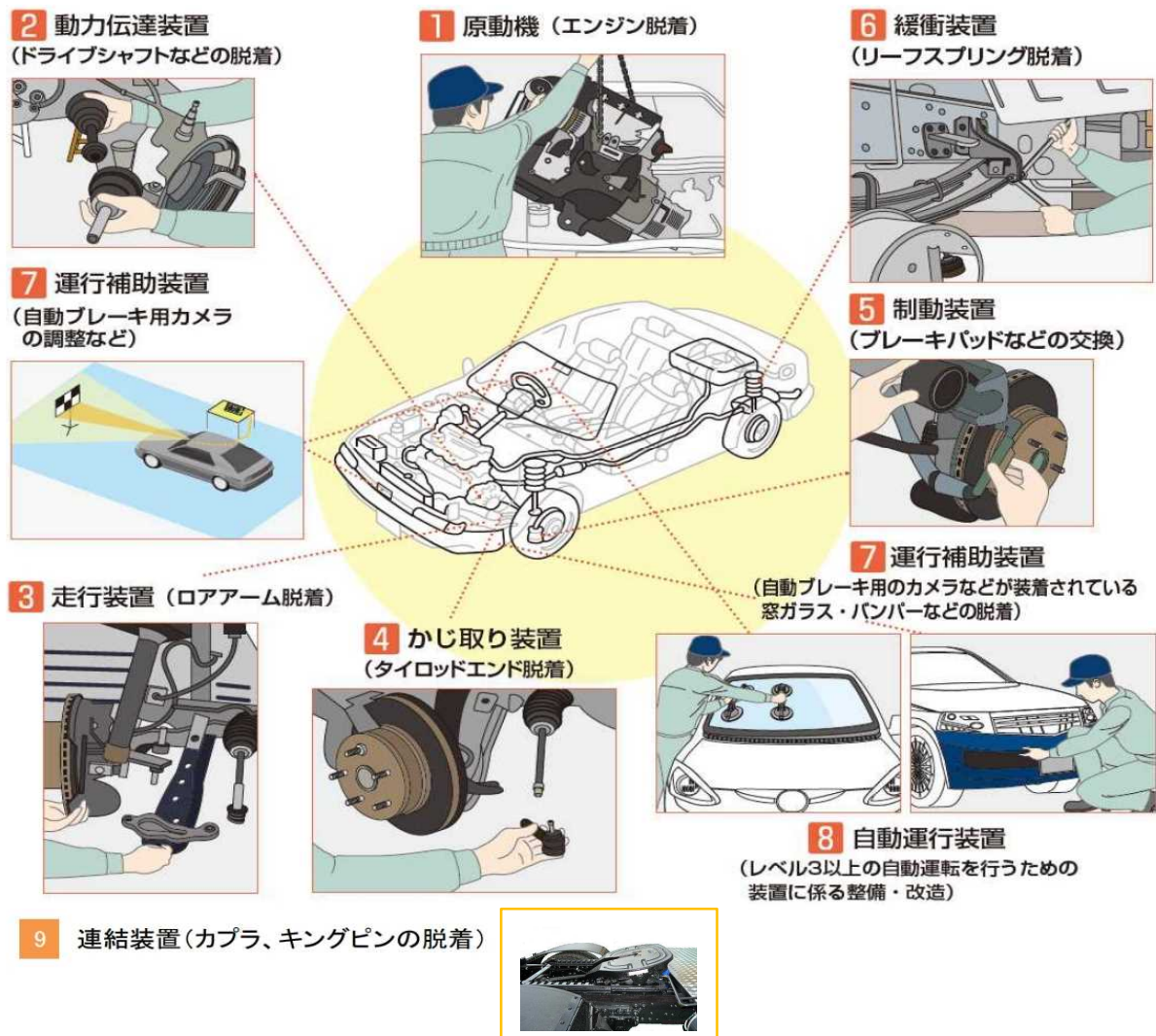


自動車整備事業の

経営をお考えの皆様

自動車整備事業を経営するには地方運輸局長の認証を受ける必要があります。（道路運送車両法第78条）

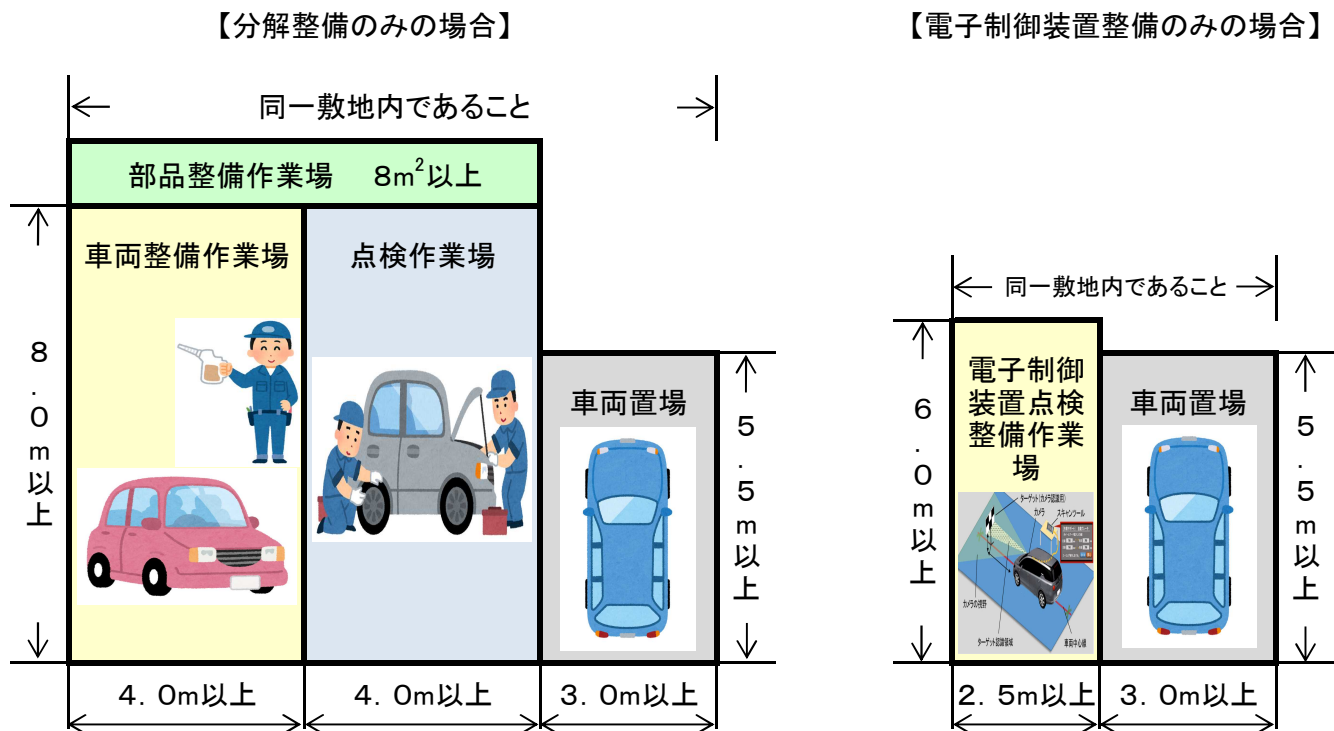
〈 特定整備の対象装置と作業の範囲（例） 〉



四国運輸局

国土交通省 Shikoku District Transport Bureau

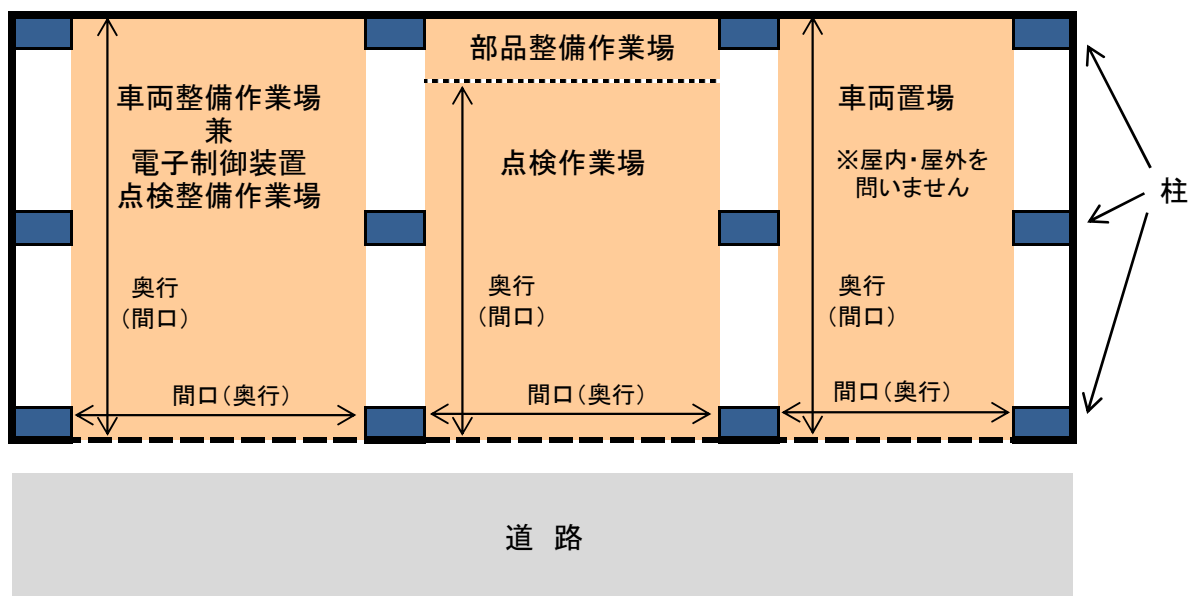
作業場及び車両置場の基準の早わかり図



(数値については、対象とする自動車が「普通自動車(乗用)」の例)

寸法測定方法の例

(内が有効な部分になります)



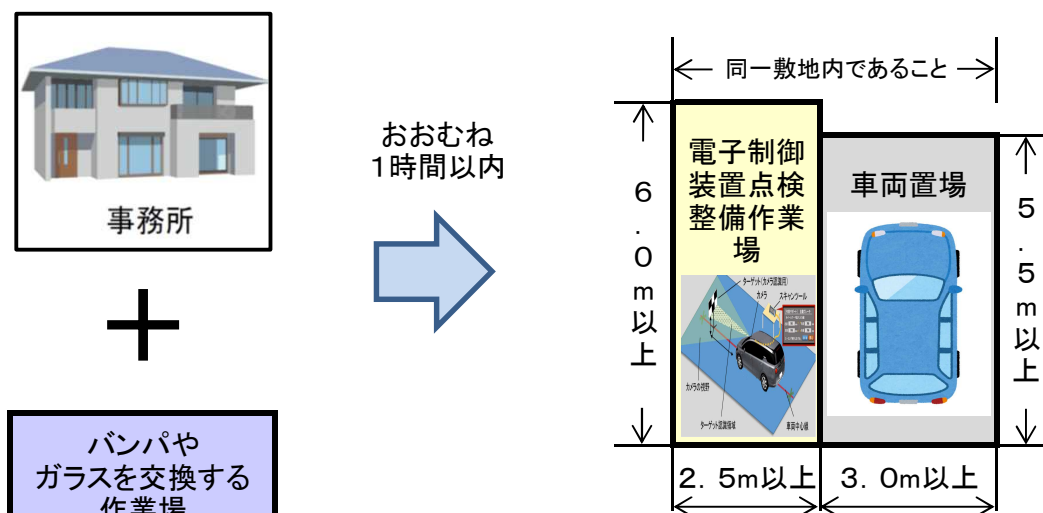
工場を設置する場所又は土地建屋等が、建築基準法、消防法、条例等の規制に適合するものかどうか、事前に確認しておく必要があります。

電子制御装置整備に限った取扱い

■一定の要件を満たすときは、事業場の所在地と離れた場所にある電子制御装置点検整備作業場及び当該作業場と同一敷地内に設けられた車両置場を、事業場の一部として扱うことができます。

■一定の要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を、他の特定整備事業者と共同使用することができます。

(電子制御装置整備のみを行う事業場が、離れた場所に電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を設ける例)



(数値については、対象とする自動車が「普通自動車(乗用)」の例)

バンパやガラスを交換する作業場の寸法

対象とする自動車の種類	作業場の寸法	奥行
普通自動車(大型) ・車両総重量8トン以上 ・最大積載量5トン以上 ・乗車定員30人以上	3m	11m
普通自動車(中型) ・最大積載量2トン超 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものを除く	3m	8m
普通自動車(小型) ・貨物の運送の用に供するもの ・散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの ・上二欄に掲げるものを除く	2.5m	6m
普通自動車(乗用) ・上三欄に掲げるものを除く 小型四輪自動車 小型三輪自動車	2.5m	5.5m
軽自動車	2m	3.5m

【参考】電子制御装置整備の対象車両はこちら



電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する例

①電子制御装置点検整備作業場を有しないB整備工場が、A整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



②電子制御装置点検整備作業場を有するA整備工場とB整備工場が、それぞれの電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



③電子制御装置点検整備作業場を有しないb事務所(バンパやガラスを交換する作業場あり)が、A整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



1. 設備の基準(作業場及び車両置場)

■事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、分解整備を行う場合にあっては屋内作業場及び車両置場、電子制御装置整備を行う場合にあっては電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を有するものであることが必要であり、屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、整備対象装置ごとに次ページのように定められています。

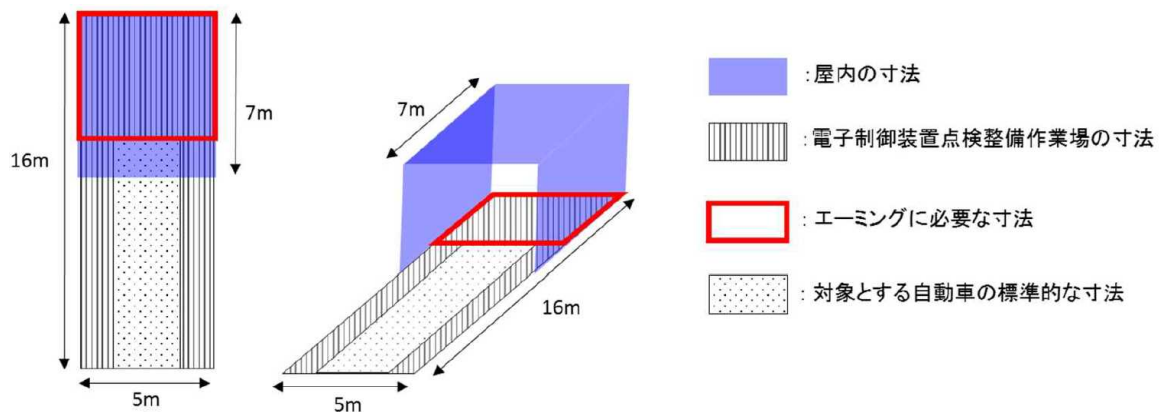
なお、電子制御装置点検整備作業場は、屋内作業場(車両整備作業場及び点検作業場に限る。)と兼用することができます。また、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用することもできます。

■二種類以上の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければなりません。

■屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であることが必要です。

■屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていることが必要です。

■電子制御装置点検整備作業場の屋内の考えは下図のとおりです。



(数値については、対象とする自動車が「普通自動車(大型)」の例)

屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模

事業の種類	特定整備の種類			屋内作業場の規模の基準					電子制御装置点検整備作業場の規模の基準 (括弧内は屋内の規模の基準)		車両置場の規模の基準	
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場		間口	奥行	間口	奥行
				間口	奥行		間口	奥行				
普通自動車特定整備事業	普通自動車(大型) ・車両総重量が8トン以上 ・最大積載量が5トン以上 ・乗車定員が30人以上	分解整備	原動機	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上			3. 5m以上	11m以上
			動力伝達装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	12m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置	3. 5m以上	12. 5m以上	7㎡以上	3. 5m以上	12. 5m以上				
		連結装置										
		電子制御装置整備	運行補助装置									
	自動運行装置											
	普通自動車(中型) ・最大積載量が2トン超 ・乗車定員が11人以上 ・上欄に掲げるものを除く	分解整備	原動機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上			3. 5m以上	8m以上
			動力伝達装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置	3. 5m以上	9. 5m以上	7㎡以上	3. 5m以上	9. 5m以上				
		連結装置										
		電子制御装置整備	運行補助装置									
	自動運行装置											
	大型特殊自動車	分解整備	原動機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上			3. 5m以上	8m以上
			動力伝達装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置	3. 5m以上	9. 5m以上	7㎡以上	3. 5m以上	9. 5m以上				
連結装置												
普通自動車(小型) ・貨物の運送の用に供するもの ・散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車、その他特種の用途に供するもの ・上三欄に掲げるものを除く	分解整備	原動機	4. 5m以上	8m以上	10㎡以上	4. 5m以上	8m以上			3m以上	6m以上	
		動力伝達装置	4. 5m以上	7m以上	6㎡以上	4. 5m以上	7m以上					
		走行装置										
		操縦装置										
		制動装置										
		緩衝装置	3m以上	7. 5m以上	6㎡以上	3m以上	7. 5m以上					
	連結装置											
	電子制御装置整備	運行補助装置										2. 5m以上 (2. 5m以上)
自動運行装置												
普通自動車(乗用) ・上四欄に掲げるものを除く	分解整備	原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上			3m以上	5. 5m以上	
		動力伝達装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上					
		走行装置										
		操縦装置										
		制動装置										
		緩衝装置	2. 8m以上	6. 5m以上	5㎡以上	2. 8m以上	6. 5m以上					
	連結装置											
	電子制御装置整備	運行補助装置										2. 5m以上 (2. 5m以上)
自動運行装置												

特定整備の種類			屋内作業場の規模の基準					電子制御装置点検整備作業場の規模の基準 (括弧内は屋内の規模の基準)		車両置場の規模の基準	
対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場					
			間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
小型自動車特定整備事業	四輪の小型自動車	原 動 機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上			3m以上	5. 5m以上
		動力伝達装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上				
		走 行 装 置									
		操 縦 装 置									
		制 動 装 置									
		緩 衝 装 置	2. 8m以上	6. 5m以上	5㎡以上	2. 8m以上	6. 5m以上				
	連 結 装 置										
	電子制御装置整備	運行補助装置						2. 5m以上 (2. 5m以上)	6m以上 (3m以上)		
		自動運行装置									
	三輪の小型自動車	分解整備	原 動 機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上			3m以上
動力伝達装置			4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上				
走 行 装 置											
操 縦 装 置											
制 動 装 置											
緩 衝 装 置			2. 8m以上	6. 5m以上	5㎡以上	2. 8m以上	6. 5m以上				
連 結 装 置											
電子制御装置整備	運行補助装置						2. 5m以上 (2. 5m以上)	6m以上 (3m以上)			
自動運行装置											
二輪の小型自動車	分解整備	原 動 機	3m以上	3. 5m以上	4㎡以上	3m以上	3. 5m以上			2m以上	2. 5m以上
		動力伝達装置									
		走 行 装 置									
		操 縦 装 置									
		制 動 装 置									
		緩 衝 装 置									
連 結 装 置											
軽自動車特定整備事業	分解整備	原 動 機	3. 5m以上	5m以上	6. 5㎡以上	3. 5m以上	5m以上			2. 5m以上	3. 5m以上
		動力伝達装置	3. 5m以上	4. 4m以上	4. 5㎡以上	3. 5m以上	4. 4m以上				
		走 行 装 置									
		操 縦 装 置									
		制 動 装 置									
		緩 衝 装 置	2. 5m以上	4. 7m以上	4. 5㎡以上	2. 5m以上	4. 7m以上				
	連 結 装 置										
	電子制御装置整備	運行補助装置						2m以上 (2m以上)	5. 5m以上 (4m以上)		
自動運行装置											

備考

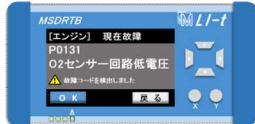
(単位 m : メートル)

二以上の種類の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

2. 設備の基準(作業機械等)

事業場は、下表に掲げる作業機械等を備えたものであることが必要です。
(☐で囲んだ装置を対象とする特定整備を行う事業場が備えなければならないことを示しています。)

原: 原動機、動: 動力伝達装置、走: 走行装置、操: 操縦装置、制: 制動装置、緩: 緩衝装置、連: 連結装置、運: 運行補助装置、自: 自動運行装置の略号です。

プレス  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	エア・コンプレッサ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	チェーン・ブロック  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	ジャッキ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
バイス  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	充電器  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	ノギス  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	トルク・レンチ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
水準器  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	サーキット・テスタ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	比重計 又は バッテリー・テスタ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	コンプレッション・ゲージ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
ハンディ・バキューム・ポンプ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	エンジン・タコ・テスタ  整備用スキャンツールで代替することも可能 ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	タイミング・ライト  整備用スキャンツールで代替することも可能 ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	シクネス・ゲージ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
ダイヤル・ゲージ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	タイヤ・ゲージ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	検査装置  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	一酸化炭素及び炭化水素測定器  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
※整備用スキャンツール  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	ホイール・プーラ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	ベアリング・レース・プーラ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	グリス・ガン 又は シャシ・ルブリケータ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
部品洗浄槽  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	運行補助装置の点検及び整備の体制 運行補助装置の点検及び整備をするにあたって必要となる技術上の情報及び運行補助装置の機能の調整(エーミング作業)に必要な機器を入手することができる体制 ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	自動運行装置の点検及び整備の体制 自動運行装置の点検及び整備をするにあたって必要となる技術上の情報を入手することができる体制 ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	※整備用スキャンツールは国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであることが必要です。 詳細はこちらから 「一般社団法人 日本自動車機械器具工業会」 

注1: 小型二輪自動車のみを対象とする事業場は不要です。

注2: 内燃機関の点検を行わない事業場は不要です。

注3: ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場は不要です。

注4: 大型特殊自動車のみ、又は、大型特殊自動車と小型二輪自動車の組み合わせのみを対象とする事業場は不要です。

注5: 普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場以外の事業場は不要です。

2025.7.8 改正

<https://www.jamta.com/scan-tool-list>

3. 従業員の基準

■事業場には、2人以上の特定整備に従事する従業員を有することが必要です。



■事業場において特定整備に従事する従業員は、次の要件を満たすことが必要です。

○分解整備のみを行う事業場

少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、特定整備に従事する従業員の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

○電子制御装置整備のみを行う事業場

少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、特定整備に従事する従業員の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

○分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者であって電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、特定整備に従事する従業員の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

従業員数	整備士数
2人～ 4人	1人以上
5人～ 8人	2人以上
9人～12人	3人以上
13人～16人	4人以上

■事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であって、かつ、次の要件を満たす者のうち、少なくとも1人の特定整備及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させる者(整備主任者)を定め、届け出なければなりません。

○分解整備のみを行う事業場

一級又は二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者

○電子制御装置整備のみを行う事業場

一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者

○分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者であって電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者

■ 認証の申請

1. 認証の申請書類は、各運輸支局を経由して四国運輸局長に提出されます。
2. 申請書は四国運輸局のホームページからダウンロードが可能です。

(四国運輸局 HP のご案内)
自動車特定整備事業関係
の各種様式はこちらから

https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/gijyutsu/s_bunkai.html



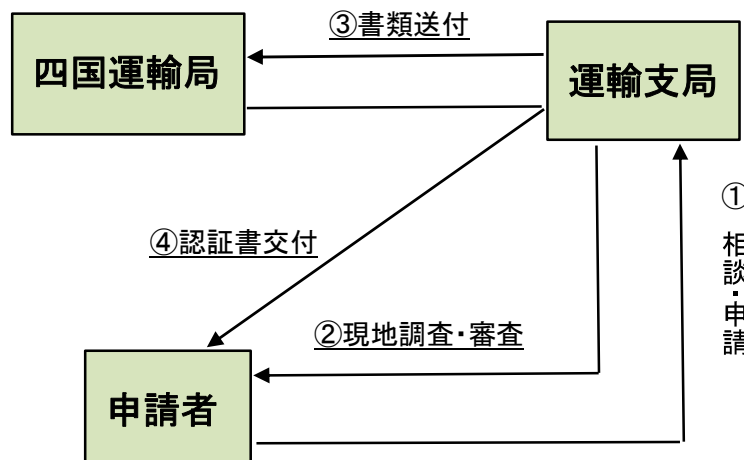
四国運輸局 特定整備様式

■ 提出書面



●申請書及び 添付資料	部 数	様 式	備考
1. 自動車特定整備 事業の認証新規 申請書	2	1	運輸支局と運輸局にそれぞれ必要です。
2. 申請者及び役員 を特定できる書面	2		原本1部、写しの提出1部、または、原本の写し2部の提出(原本の写しを提出する場合は、原本も添付してください。原本は内容を確認後返却いたします。) (・個人:住民票等 ・法人:商業登記簿謄本)
3. 事業場の所在地 を証する書面・土 地又は建物の登 記簿謄本等	1		土地、建物の所有者を確認するためのものです。建物が登記されていない等の場合など、詳しくは、担当者にご相談ください。また、申請者以外が所有者となっている場合には賃貸契約書の写しをご提出していただきます。
4. 整備主任者の 届出書	1	4	整備士合格証書(写し)を添付してください
5. その他			特に必要と認められる書類等

■ 申請の流れ (※運輸支局の現地調査から認証決裁までは通常約1ヶ月程度です。)



■ お問い合わせ先



四国運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課 Tel.087-802-6783

・徳島運輸支局(応神町庁舎)
検査整備保安部門 Tel.088-641-4813

・愛媛運輸支局
検査整備保安部門 Tel.089-956-1561

・香川運輸支局
検査整備保安部門 Tel.087-882-1355

・高知運輸支局(大津庁舎)
検査整備保安部門 Tel.088-866-7313